

令和3年度固定資産税・都市計画税（家屋）の
評価基準点数の適用誤りについて

令和3年9月28日
郡山市税務部
資産税課
担当：和田 光生
TEL：924-2091

令和3年度の固定資産税・都市計画税のうち、一部の家屋（軽量鉄骨造プレハブ家屋）の評価額を誤って算出したことから、下記のとおり減額更正（還付）及び増額更正（追徴）が発生しました。

この度、対象となる納税者の皆様には心からお詫びするとともに、今後このようなことが無いようチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

記

1 経過及び原因

9月下旬、令和4年度から課税される新築「軽量鉄骨造プレハブ家屋」の賦課計算中において、賦課の根拠となる評価基準点数の適用に誤りがあることが判明したため、令和3年度賦課の当該家屋79棟の検証作業を行ったところ、41件について税額更正の必要が生じました。

原因は、土地・家屋の評価額は、「固定資産評価基準」に基づき3年に一度「評価替」を行いますが、令和3年度の評価替時に、当該家屋に係る評価基準点数項目（79項目のうち10項目誤）の確認が不十分であったことによるものであります。

2 件数及び影響額

更正措置	件数	固定資産税	都市計画税	合 計	備 考
減額（還付）	11	83,100 円	16,400 円	99,500 円	最大 36,900 円
増額（追徴）	※30	15,500 円	2,000 円	※17,500 円	最大 3,200 円

※ 100 円（1 件） 200 円（4 件） 300 円（9 件） 400 円（1 件） 500 円（3 件） 600 円（2 件）
700 円（2 件） 800 円（5 件） 1,000 円（1 件） 1,200 円（1 件） 3,200 円（1 件）

3 今後の対応

対象となる納税義務者の皆様に対し、正しい評価基準点数による税額更正後、対象者宅を訪問し謝罪するとともに、還付対象者には速やかな還付手続を行い、税額更正対象者には更正後の納税通知書を交付いたします。

また、評価替や税制改正によるシステムの数値変更設定時は、市とシステム事業者間で変更箇所・指示項目の再確認を行うとともに、確実に検算を行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。